

## 保険診療に関する告示等のご案内

2026年2月

### ◇外来・在宅ベースアップ評価料（I）について

当院では、2026年2月より「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」を算定しております。

本評価料は、医療に従事する職員（医師を除く）の賃金改善を目的としたもので、その全額が職員の処遇改善に充てられます。

医療従事者が安心して業務に従事し、質の高い医療を提供し続けられるようすることを目的としております。何とぞご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## ◇外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算について

当院では、すべての患者さんに安心して受診いただくため、国の基準に基づいた感染防止対策を継続的に実施しております。

また、当院は、新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の外来診療を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

これらの取り組みにより、「外来感染対策向上加算」および「発熱患者等対応加算」を算定しております。皆さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

### 【当院で実施している主な感染対策】

- ・感染管理者（院長）による院内の感染対策体制の整備・管理
- ・職員を対象とした定期的な感染対策研修の実施
- ・手指衛生、環境整備、個人防護具の適切な使用の徹底
- ・院内の感染対策状況の点検および必要に応じた改善
- ・地域の医療機関・関連病院との連携と情報共有
- ・発熱症状のある患者さんの動線分離、個別診療、換気の強化
- ・抗菌薬の適正使用

## ◇選定療養（保険外併用療養費）の制度を利用したフリースタイルリブレ 2 の使用に関する告示

当院では、持続血糖測定器 フリースタイルリブレ 2 を活用した糖尿病治療が可能です。保険適応はインスリン注射治療中の患者さんとなっております。

2024 年（令和 6 年）より、保険適応とはならぬ患者さんに対して、選定療養（保険外併用療養費）の制度での使用が新たにできるようになりました。当院での提供価格は以下の通りです。

### ■医療機器名：FreeStyle リブレ 2（フリースタイルリブレ 2）

- ・センサー1 個（最長 14 日間使用可能） 税込 6,600 円
- ・測定器（Reader）1 台 税込 7,700 円

※対応するスマートフォンをお持ちの方は、アプリ「リブレ Link」をダウンロード（無料）することで、リブレ 2 センサーのみのご購入で使用できます。

※対応するスマートフォンをお持ちでない方は、測定器（Reader）の購入も必要となります。（初回のみ）

<注>既に保険診療でご使用中の患者さんが、本制度を利用してリブレ 2 センサーを追加購入することはできません。

#### ◇後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的な利用を推進する厚生労働省の施策のため、2024年（令和6年）10月から後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を患者さんが希望される場合は、特別の料金（選定療養費）をお支払いいただくことが必要となりました。

具体的には、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金（消費税も必要）の追加負担が発生します。

詳細は「厚生労働省からのお知らせ」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

#### ◇生活習慣病管理料の算定について

2024年（令和6年）6月の診療報酬改定に伴い、糖尿病・脂質異常症・高血圧症で通院中の患者さんを対象に、より個人に即した目標設定と治療を行う目的で、これまで算定していた特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料に移行するように、厚生労働省から指示がありました。

個別の目標設定や指導内容を記載した「療養計画書」を定期的（年3回、約4ヶ月おき）に交付してご説明し、より専門的で総合的な治療管理を行わせて頂きます。療養計画書は医師・看護師・栄養士などの専門職がチームで作成し、患者さんにご説明いたします。初回のご説明時のみ、患者さんのご署名が必要となりますが、2回目以降は署名不要です。

療養計画書のご説明に際し、お時間を頂く事となります、ご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

なお当院では、病状の落ちている方を対象に、28日以上の長期の処方やリフィル処方箋の発行を行うことが可能です。ご希望の方は医師の診察時にご相談下さい。

<注>

- ・糖尿病・脂質異常症・高血圧症で通院中の方が対象ですが、疾患の重複（例：糖尿病と高血圧症の両方を治療中）があっても、管理料を重複して頂くことはありません。
- ・糖尿病のみを治療中で、注射製剤使用中の方は本管理料の算定対象外です。（別に、在宅自己注射指導管理料の算定があります。）

#### ◇情報通信機器を用いた診療について

- ・当院では情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行っております。
- ・情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方は行いません。

#### ◇当院における医療 DX 推進体制の整備について

当院は医療 DX 推進体制整備について以下のとおり対応を行っております。

- ・ 保険診療報酬請求についてオンライン請求を行っております。
- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・ 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ・ 電子処方箋を発行する体制を有しております。
- ・ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しております。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用を推奨しており、患者さんへのお声掛けや院内ポスターの掲示をしております。
- ・ 質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行います。

#### ◇外来後発医薬品使用体制加算及び一般名処方加算について

一部の医薬品について供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名での処方を行う場合があります。これにより、医薬品の供給不足が生じても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

#### ◇医療情報取得加算について

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・ これにより薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して、質の高い診療を行います。

#### ◇明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

#### ◇夜間・早朝等加算について

厚生労働省の定めた算定基準に基づき、平日 18 時以降・土曜日 12 時以降ご来院し、受付された方に  
関して、診察料（初診料または再診料）に「夜間・早朝等加算」が適用となります。

## 保険外負担に関する事項

2025年10月

当院では、健康保険の該当しない保険外について実費料金のご負担をおねがいしております。  
主な実費負担は下記のとおりです。

文書料等について

文書名・書類	料金(税込)
診断書(当院様式)	3,300円
診断書(持込様式)	4,400円
診断書(保険会社提出用)	5,500円
診断書(レントゲン付)	5,500円
死亡診断書	5,500円
診断書(上記以外)	個別にご相談
診断書・証明書(インフルエンザ関連)	1,100円
学校感染症治癒証明書(インフルエンザ以外)	2,200円
臨床調査個人票	4,400円
通院証明書	2,200円
医療費支払証明書(医療費領収証明書)	2,200円
おむつ使用証明書	550円
証明書・意見書(上記以外)	個別にご相談
診察券(再発行分)	550円
医師面談料(30分以内)	5,500円
医師面談料(30分を超える場合)	11,000円

## 領収書に関するご案内

2025年10月

- 自費の健康診断・予防接種について、ご希望の方には領収書を発行いたします。  
受付時にお申し付けください。
- 領収書の宛名は「個人名」あるいは「会社名」での発行となります。  
「会社名」で発行する場合には備考欄に受診者様の個人名も記載いたします。
- インボイスは対応しておりません。  
(当院は保険診療中心の医療機関で、消費税免税事業者であるため。)
- 領収書の再発行は行っておりません。

# 個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）

当院は、患者様に信頼され、公正で効率的な医療を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「患者様の個人情報」につきましても適切に保護し管理することの重要性を認識しております。そのために、以下の個人情報保護方針を定め、確実な履行に努めるとともに方針を公表いたします。

## 1. 個人情報の収集について

当院が患者様の個人情報を収集する場合、診療・看護および患者様の医療に関わる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

## 2. 個人情報の利用および提供について

当院では、患者様の個人情報の利用において、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。また、法令の定める場合等を除き、患者様の許可なくその情報を第三者に提供いたしません。

- ・患者様の了解を得た場合
- ・個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- ・法令等により提供を要求された場合

## 3. 個人情報の適正管理について

当院は、患者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者様の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん、または患者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

## 4. 個人情報の確認・修正等について

当院は、患者様の個人情報について患者様が開示をお求めになった場合には、遅滞なく内容を確認し、当院の「診療情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も調査し、適切に対応いたします。

## 5. 問い合わせの窓口

当院の個人情報保護方針に関するご質問や、患者様の個人情報のお問い合わせは、受付窓口でお受けいたします。

## 6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当院は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

院 長

# 当院での患者様の個人情報の利用目的

## 1. 院内での利用

1. 患者様に提供する医療サービス
2. 医療保険事務
3. 会計・経理
4. 医療事故等の報告
5. 当該患者様への医療サービスの向上
6. 院内医療実習への協力
7. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
8. その他患者様に係る管理運営業務

## 2. 院外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
2. 他の医療機関等からの照会への回答
3. 患者様の診療等のため外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. ご家族への病状説明
6. 保険事務の委託
7. 審査支払機関へのレセプトの提供
8. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
9. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等へのその結果通知
10. 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出
11. その他患者様への医療保険事務に関する利用

## 3. その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 医学・医療等の向上などの目的により学術・教育・研究に用いる場合
3. 外部監査機関への情報提供

## 留意事項

- 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を窓口までお申し付け下さい。
- お申し出がないものにつきましては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。
- これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。